

議案第59号

葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年6月6日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

児童相談所の設置に伴い、実施機関が特定個人情報を利用して処理することができる事務に、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務を追加するほか、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年葛飾区条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項中「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条に規定する事項、同法第30条の45に規定する外国人住民に係る住民票の記載事項若しくは住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第13条第1項若しくは第2項の規定による住民票の記載事項に関する情報（以下「住民票関係情報」という。）、生活に困窮する外国人に対する生活保護に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）又は被害者等支援関係情報（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）による被害者に対する支援、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）によるストーカー行為等の相手方に対する支援、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）による児童虐待を受けた児童に対する支援及び生命若しくは身体に危害を受けている事実が確認でき、かつ、更に危害を受けるおそれがあるとして区長が支援をする必要があると認める者に対する当該支援に関する情報をいう。以下同じ。）」を「住民票関係情報、外国人生活保護関係情報又は被害者等支援関係情報」に改め、同項を1の2の項とし、同項の前に次のように加える。

1 区長	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であ	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条に規定する
------	--------------------------------	------------------------------

って規則で定めるもの

事項、同法第30条の45に規定する外国人住民に係る住民票の記載事項若しくは住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第13条第1項若しくは第2項の規定による住民票の記載事項に関する情報（以下「住民票関係情報」という。）、生活に困窮する外国人に対する生活保護に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）又は被害者等支援関係情報（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）による被害者に対する支援、ストーカ一行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）によるストーカ一行為等の相手方に対する支援、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）による児童虐待を受けた児童に対する支援及び生命若しくは身体に危害を受けている事実が確認でき、かつ、更に危害を受けるおそれがあるとして区長が支援をする必要があると認める

		者に対する当該支援に関する 情報をいう。以下同じ。) で あつて規則で定めるもの
--	--	--

別表第2の39の項中「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例により葛飾区が処理することとされる」を削る。

付 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。